

## 「教職員の懲戒処分の指針」標準例一覧

令和8年7月1日  
富山県教育委員会

	事 由	標 準 例				
		免職	停職	減給	戒告	
1 一般 服 務	(1) 欠勤	ア) 10日以内			○	○
		イ) 11日以上20日以内		○	○	
		ウ) 21日以上	○	○		
	(2) 遅刻・早退					○
	(3) 休暇の虚偽申請			○	○	
	(4) 勤務態度不良(職場離脱)			○	○	
	(5) 職場内秩序を乱す行為	ア) 暴行		○	○	
		イ) 暴言			○	○
	(6) 虚偽報告			○	○	
	(7) 違法な職員団体活動	ア) 単純参加			○	○
		イ) あおり・そのかし	○	○		
	(8) 秘密漏えい	ア) 故意の秘密漏えい	○	○		
		イ) 情報セキュリティ対策のけ怠による秘密漏えい 自己の不正な利益を図る目的	○	○	○	○
	(9) 政治的目的を有する文書の配布					○
	(10) 兼業の承認等を得る手続のけ怠			○	○	
(11) 入札談合等に関与する行為		○	○			
(12) 個人の秘密情報の目的外収集				○	○	
(13) 個人情報漏えい、紛失、盗難			○	○	○	
(14) 不適切な事務処理				○	○	
(15) セクハラ	ア) 強制わいせつ、上司等の影響力利用による性的関係・わいせつな行為	○	○			
	イ) 性的な言動の繰返し(意に反することを認識) 相手が精神疾患に罹患	○	○			
	ウ) 性的な言動(意に反することを認識)			○	○	
(16) パワハラ	ア) 著しい精神的又は身体的な苦痛を与えたもの		○	○	○	
	イ) 指導、注意等を受けたにもかかわらず、繰り返したもの		○	○	○	
	ウ) 強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させたもの	○	○	○		
2 公 金 公 物 取 扱 い	(1) 横領	○				
	(2) 窃取	○				
	(3) 詐取	○				
	(4) 紛失				○	
	(5) 盗難(重過失)				○	
	(6) 公物損壊(故意)			○	○	
	(7) 失火				○	
	(8) 諸給与の違法支払・不適正受給			○	○	
	(9) 公金公物処理不適正			○	○	
	(10) コンピュータの不適正使用			○	○	
3 公 務 外 非 行	(1) 放火	○				
	(2) 殺人	○				
	(3) 傷害		○	○		
	(4) 暴行・けんか			○	○	
	(5) 器物損壊(故意)			○	○	
	(6) 横領	遺失物等横領	○	○	○	○
		ア) 窃盗	○	○		
	(7) 窃盗・強盗	イ) 強盗	○			
		詐欺・恐喝	○	○		
	(9) 賭博		○	○	○	
	(10) 麻薬等の所持等	常習賭博			○	○
		酩酊による粗野な言動等	○			
	(12) 痴漢行為		○	○		
	(13) 盗撮行為		○	○		
(14) ソーシャルメディアへの不適切な内容の投稿			○	○		
(4 対 非 児 童 行 為 等 )	(1) 児童生徒等 性暴力等	ア) 児童生徒等に性交等を行うこと又は児童生徒等をして性交等をさせること	○			
		イ) 児童生徒等にわいせつ行為を行うこと又は児童生徒等をしてわいせつ行為をさせること	○			
		ウ) 刑法第182条の罪、児童ポルノ法律第5条から第8条までの罪又は性的姿態撮影等処罰法律第2条から第6条までの罪(児童生徒等に係るものに限る)に当たる行為を行うこと	○			
		エ) 児童生徒等に痴漢行為や盗撮行為を行うこと	○			
		オ) 児童生徒等に対するセクシャルハラスメント 性的な言動を執拗に繰り返すなど悪質な行為	○	○	○	
	(2) 性暴力に つながる可能 性がある不適 切な行為	ア) SNS等における私的なやり取り(相当の理由がある場合を除く)				○
		イ) 自家用車への同乗など私的な目的による1対1の状況の形成(相当の理由がある場合を除く)				○
	(3) 体罰	児童生徒が負傷		○	○	○
児童生徒が死亡又は重大な後遺症		○	○			
(4) 不適切な指導	児童生徒に著しい精神的な苦痛を与えたもの	○	○	○		
5 飲酒運転・交通事故・交通法規違反等					別表のとおり	
6 監 督	(1) 指導監督不適正			○	○	
	(2) 非行の隠ぺい、黙認		○	○		